



言葉の壁、制度の壁を越えて。外国人支援の現場から。

# 救援ネット便り

発行／特定非営利活動法人 NGO 神戸外国人救援ネット(理事長／齋本郁)

10  
2025  
October

## 救援ネットだより：創刊のごあいさつ

救援ネットではこれまで年2回（もしくは年3回）ニュースレター「救援ネットニュース」をお届けしてまいりましたが、より身近に日常活動の様子やボランティア・スタッフ・運営委員の声をお届けするために、新たに「救援ネットだより」を創刊するはこびとなりました。

お読みいただいて、（もちろん守秘義務は保持した上で）現場の様子、より肉声に近いスタッフの活動への思い、すなわち「救援ネットのリアル」を感じ取っていただければ幸甚です。

木谷 公士郎（運営委員/カトリック社会活動神戸センター代表）

## 救援ネットリレートーク 30年の感謝とこれからの未来のために

設立当初から関わる理事、運営委員、通訳者、相談員たち一

それぞれの立場から見つめてきた歩みや変化、これからへの願いを、リレー形式でお届けします。



### 救援ネットは、いま、「なに」でしょうか？

1995年、45歳でした。だいぶ、若かったです。神戸は地震がない都市と知られていました。でもすごく揺れたので地震であることはすぐ分かりました。自分の家が震源地だと思いました。そののち、学生センター（阪急六甲）に行くとそこが震源地、さらにJR六甲道に行くとそこが震源地だと思いました。

翌日、センターにある留学生が避難してきました。当時のセンターはユースホステルも経営していました。避難所としては上等です。4月末まで、留学生専門の避難所となりました。避難者の新しい門出のときなどに、豪華なぎょうざパーティもありました。当時、神戸に「外国人相談総合窓口」はありませんでしたが地震のおかげでそれができました。救援ネットです。このレガシーを大切に育てていきたいと思います。



飛田 雄一

（公財 神戸学生青年センター 理事長 / 特活 NGO 神戸外国人救援ネット 前理事長・理事・運営委員）



## 外国人の医療・福祉・社会保障の権利保障のために

私が外国人の医療・福祉・社会保障の問題に関わり始めて35年になります。

1990年にくも膜下出血で救急搬送されたスリランカ人留学生が医療費の負担ができず困っていたのを神戸市が生活保護を適用しましたが厚生省が問題にして国庫負担分の支払いを拒否したゴドウイン事件が契機です。

この時期を境に重篤な病気になった外国人に医療が保障されない事態が多く起こるようになり、全国で取り組みが行われました。そして、神戸では阪神・淡路大震災での被災者支援策から排除された被災外国人への支援に取り組む中で神戸外国人救援ネットが結成され、現在に至ります。

今日、医療だけでなく生きる権利さえも保障されない外国人が多数存在する状況はますます深刻になっており、神戸外国人救援ネットの果たす役割はますます重要になってきています。多くの方のご支援をお願いします。

**齋本 郁** (特活 神戸の冬を支える会 理事 / 特活 NGO 神戸外国人救援ネット 理事長・運営委員)



## タガログ語で寄り添い、共に問題解決へ



私が救援ネットと関わったきっかけは色々な問題や悩み事を抱えていた同じフィリピン国籍の友人でした。困っている外国人の人達の為に活動している団体さんに助けてもらって、その救援ネットに救われましたと言っていました。

私も回りにいるお友だちの助けをしたいけれども、専門的な事は何も出来ませんでした。どうにか、私の今まで、長年日本に住んでいる経験から学んだ事をいかしたいなと思った時に救援ネットの事務員の村西さんからフィリピン語担当相談員としてやってくれませんかと声をかけられました。最初は役目をちゃんとはたせられるかの不安がありましたが少しでも役に立ちたい気持ちの方が強かったので、是非やらせて下さいと返事しました。

あれから10年になりますけれども、様々な深刻なケースを目前にして、スタッフと支援者の皆様と共に協力しあって、一つ一つ解決出来る事が何よりも嬉しいです。これからも、許すかぎり、活動を続けたいと思っています。

**川口フローラ** (特活 NGO 神戸外国人救援ネット タガログ語通訳)

ケース紹介

## 外国人シングルマザーの支援ケース紹介 ～Sさんの場合～

在留資格、家族関係（結婚・離婚）、労働、教育、社会保障など救援ネットには様々な相談が寄せられます。相談者の国籍や対応言語も色々です。今回はその中から「外国人シングルマザー」のケースをご紹介したいと思います。

Sさんは東南アジアの出身で、日本で日系南米人の男性と出会い、結婚した。子どもも生まれ幸せな生活を過ごしていたが、夫の収入が減ったことがきっかけで生活が苦しくなり、Sさんは夫から暴力を振るわれるようになった。あまりに酷い状況を鑑みて、Sさんと子どもは役所に相談をし、保護されることになった。外国籍同士の夫婦間での離婚であることや、様々な手続き等で通訳が必要であることから、役所から救援ネットに繋がった。救援ネットでは、弁護士に繋げ、弁護士事務所での話し合いや、家庭裁判所等へ通訳同行を行った。また母子で生活する住まい探しや、実際の引っ越しなども手伝った。離婚調停は相手が離婚を拒んだため、訴訟まで進んだ。裁判所に提出する書類は、相手方が理解できる言語にする必要があり、その翻訳も裁判所からの依頼を受け救援ネットが無料で引き受けた。

母子での生活はSさんの収入と児童手当、児童扶養手当で賄っていた。しかし生活はカツカツで、救援ネットでは月に1度フードバンク関西から提供してもらう食料品をSさん宅にも届けた。食べ盛りの子どもが喜んでいる、助かると言ってくれた時はとても嬉しかった。

毎月フードバンク関西から提供してもらう食料品は当日にならないと内容が分からない。私たちも箱を開けるのがいつも楽しみである。Sさん宅以外にも食料品を配布しており、中には豚肉を食べない家庭、肉製品全て食べない家庭、子どもが複数人居る家庭、単身世帯など、相談者の状況に合わせて食料品を仕分ける。冷凍の味付きチキンやお菓子が届くと、子どもが居る家庭に積極的に分けたりする。他には、味噌汁などの日本食は、給食などで食べなれている子どもが居る家庭に分けたり、辛口のものは大人だけの家庭に分けたりする。

離婚成立までに2年半という長い期間を要したが、現在Sさんは、母子で仲良く暮らしている。食料品を持ってSさん宅に行くと、「役所から届いた書類が分からぬので見て欲しい」など声が掛かることがある。子どもを暴力のない環境で育てなくては、と離婚を決断したSさん。母国ではない場所でシングルマザーとして1人子育てをしているSさんが、ふとした時に頼れる存在（場所）でありたいと思う。

**村西 優季**（特活 NGO 神戸外国人救援ネット 事務局・理事・運営委員）

### 寄付活動を継続します

いつも救援ネットの活動にご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

昨年9月に開始した共感寄付募金は、この一年で皆様から817,500円もの温かいご支援を賜りました。心より感謝申し上げます。お寄せいただいたご寄付は、困難な状況にある外国人への相談や通訳といった支援活動に、大切に活用させていただきます。

今年度は公的な助成金が大幅に減少し、財政的に厳しい状況が続いております。そのため、皆様の温かいご支援を、引き続き共感寄付という形で賜りたく、寄付活動を継続いたします。

どうか、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## ご支援について 引き続きよろしくお願ひいたします。

### 支援の方法

- ①会員になる 正会員・賛助会員（個人・団体）
- ②ご寄付（共感寄付を通じてご寄付、救援ネットの口座に直接ご寄付）
- ③ボランティアになる（通訳・翻訳ボランティア）

郵便振替の種類は2種類あります。

### 赤色の郵便振替用紙

「NGO 神戸外国人救援ネット」宛  
郵便振替 01100-2-60701

●用紙の用途:

会費の納入・寄付(カンパ)

正会員費 5000円

賛助会員費 団体一口 5000円

個人一口 3000円

●税制優遇:なし

●手数料:無料

この用紙は、救援ネット専用の郵便振替用紙です。正会員費、賛助会員費、または通常の寄付(カンパ)にご利用いただけます。こちらの用紙でのご寄付や会費のお支払いの場合、振込手数料は無料です。ただし、税制上の優遇措置はございませんので、ご留意ください。

### 青色の郵便振替用紙

「公益財団法人ひょうごコミュニティ財団」宛  
郵便振替 00960-8-274531  
(団体番号 E)

●用紙の用途:共感寄付

●税制優遇:あり

●手数料:寄付者さまのご負担

●郵便振替の他、クレジットや銀行振込による決済方法もあります。

この用紙は、「(公財)ひょうごコミュニティ財団」の共感寄付の仕組みを利用した共感寄付専用の用紙です。この仕組みをご利用いただくことで、税制上の優遇措置(寄付金控除)を受けていただけます。恐れ入りますが、この用紙でのご寄付の場合、振込手数料はご負担いただくことになります。

### お問い合わせ

#### 特定非営利活動法人 NGO 神戸外国人救援ネット

〒650-0004 神戸市中央区中山手通1-28-7 TEL&FAX: 078-271-3270

E-mail: gqnet@poppy.ocn.ne.jp ホームページ: <https://gqnet.jp/>

事務局開所時間: 月・水曜日 10:00-18:00、金曜日 10:00-20:00、土・日曜日 9:00-17:00



#### 多言語生活相談 ホットライン専用 TEL: 078-232-1290

金 13:00~20:00 / 英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、(※中国語、ベトナム語、ロシア語は要予約)

土・日 13:00~20:00 / 日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、

(※韓国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、ウクライナ語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語は、電話による外部通訳を使用します。)